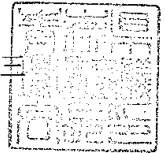


平成15年11月17日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県環境審議会

会長 鈴木 幸 三



特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく
実施計画案に対する青森県環境審議会の意見について

平成15年11月14日に開催した青森県環境審議会において、別紙のとおり標記実施計画案に対する本審議会の意見をとりまとめたので提出します。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく
実施計画案に対する青森県環境審議会の意見について

青森県環境審議会 会長 鈴木幸三

1. 開催日

平成15年11月14日（金）午後1時から午後3時

2. 場 所

青森市内（青森国際ホテル）

3. 意見内容

- 1) 撤去した廃棄物は計画的に適正に処理すること。
- 2) 環境モニタリングの地点、回数等については固定したものとせず、青森・岩手県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の協議によって柔軟に対応すること。
- 3) 環境審議会にモニタリング結果等を定期的に報告すること。
- 4) 生物調査を検討すること。
- 5) 生態系の早期の回復も視野に入れて欲しい。
- 6) 地元田子町だけでなく馬淵川流域住民対策も十分に行う必要がある。
- 7) 岩手県との連携を密にすること。
- 8) 関係部局との連携に万全を期すること。